

福井地裁・林潤裁判長の政府迎合・不当決定糾弾！ 関西電力・高浜原発の再稼働は許されない！

12月24日、福井地裁・林潤裁判長は関西電力・高浜原発3、4号機の再稼働の差し止めを認めていた仮処分を覆し、その取り消しを認める決定を行った。安倍政権と原子カムラに迎合したものであり、許すことはできない。

2011年3月11日、東日本大震災によって福島第一原発は大爆発を起こし、未だ放射能をまき散らし続けている。放射能に汚染された地元、福島の人々は生活を再建することができないばかりか自宅にも立ち入ることができない状況が続いている。10万に余の人が避難生活を続けている。一度事故が起これば人間によってコントロールは不可能となり、何十年も放射能を出し続け、自然を破壊する「核物質」の本性が明らかになったばかりである。脆くも崩れ去った「原発安全神話」を林裁判長は鉄面皮にも再びゾンビのごとく蘇らそうというのである。

今年4月、同じ福井地裁の樋口英明裁判長は3・11によって原発の安全性は神話に過ぎなかったことが明々白々であること、規制委員会の新基準は緩すぎると判示して再稼働を差し止めたのである。樋口裁判長は大飯原発の差し止め訴訟に於いて、「原発は経済活動に過ぎず・・・運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と核エネルギーに依拠した原発の非人間性を明確に指摘してきたのである。

ところが、安倍自民党や財界が原子カムラと一体となって3・11福島第一原発の事故がなかったかのように原発再稼働や原発輸出を強かに推し進めてきた。9月には九州電力・川内原発を再稼働させ、12月、安倍首相自ら乗り出してインドとの原子力協定を結び原発の輸出を合意してきたのである。インドは核不拡散条約(NPT)に参加しておらず、核実験をおこなってきた国へ原爆の原材料を提供するに等しいことを行っているのである。

今回の福井地裁林潤裁判長の決定はこうした安倍政権の意向に迎合したものである。本来、司法は行政から独立し、「良心にのみ従い独立してその職権を行う」裁判官の責務を放棄したものである。

早速、関西電力は高浜原発3・4号原子炉に核燃料の搬入を始めている。地元福井県もすでに再稼働に同意しており、来春早々、1月下旬にも再稼働を行う予定とされている。誰も責任を取らないまま、電力不足の発生も起こっていないにもかかわらず、経済的効率(全くデタラメであることが明らかになっている)を言いつのって人々を「核」の脅威に曝そうとしているのである。

11月26日、全労協は福島から原発訴訟団団長の武藤頼子さんと原発労働相談センターの狩野光昭いわき市議を招き、多くの仲間が参加して脱原発集会を開催した。「全労協」1月号参照)高浜原発再稼働阻止に全力をあげよう。

高浜原発 再稼働へ

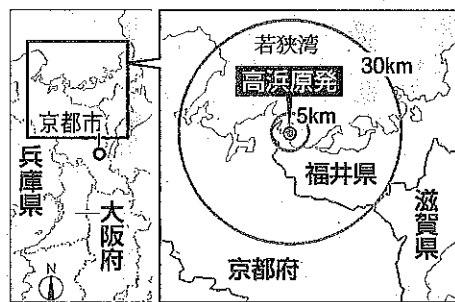
福井地裁、仮処分取り消し

関西電力高浜原発3、4号機(福井県高浜町、定期検査中)の再稼働をめぐり、福井地裁の林潤裁判長は24日、「安全性に欠けるとはいえない」と判断し、再稼働を即時差し止めた4月の仮処分決定を取り消した。差し止めを求めた住民側は名古屋高裁金沢支部に抗告する方針だが、関電の異議が認められ、差し止めの効力が失われたことで再稼働は現実的になった。

▼3面||評価一転、14面||社説、39面||住民ら落胆

きょうから核燃料搬入

高浜3、4号機は2月に原子力規制委員会から新規制基準を満たすと認められ、福井県の西川一誠知事も今月22日に再稼働への同意を表明。今後の抗告審は長引くとみられ、関電は3号機を来年1月下旬、4号機は2月下旬にそれぞれ再稼働させる見通しだ。林裁判長は、4月の差し止め決定で樋口英明裁判長(当時)が「緩やかすぎる」と指摘し、安全性が確保さ



れないとした新規制基準の妥当性を検討。最新の科学・技術的知識に基づく地震対策を定め、安全上重要な施設には特に高度な耐震性の確保も求めた内容には合理性があるとした。電力各社が耐震設計で想定する最大の揺れ(基準地震動)についても、関電の示した数値は詳細な地盤調査などを経て算出され、施設の耐震性にも「相応の余裕」がもたせてあると評価した。林裁判長は、関電大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の再稼働差し止めの仮処分申請も却下した。関電は、まず高浜3号機の原子炉に25、29日、核燃料を入れる予定だ。(小川詩織、太田航)